

シンポジウム「DV被害者支援の現状と課題、そしてこれから」

両性の平等に関する委員会 副委員長 山崎 新 (62期)

両性の平等に関する委員会で企画した、「DV被害者支援の現状と課題、そしてこれから」と題したシンポジウムが2014年1月18日(土)に開催され、約160名の参加を得て盛況のうちに終了した。被害者支援にかかわる行政や民間の支援者に多く参加していただき、アンケートでは現状と課題について多くの実践的な意見や提案が見られた。弁護士にとっても、DV被害者のニーズを考える良い機会となった。



シンポジウムの様子

●被害者の声を聞く 加藤明美さん(仮名)

一時保護の経験がある30代女性の加藤明美さん(仮名)は、相談したときの様子についてこう語る。「子どもに対する暴力もあったので、行政の相談員から『このまま子どもだけ私たちに預けるか、あなたも保護されるかのどちらかです。あなたが家に戻るといふなら子どもさんとは連絡が取れなくなりますので』と言われ、『あなたも保護を受けるなら、この場で仕事を辞めると職場に連絡してください』と言われ、その部屋も出られずに4時間悩みました。」

加藤さんは一時保護を決めるが、その後、夫のもとに戻ってしまう。そして、再度の暴力…。再度の避難は行政の一時保護を受けないという選択をした。「また仕事も辞めて、全く知らない土地で暮らし、すべてを一からやり直さなければならないというのは、とても想像できなかった。一時保護はあきらめました。」

アパートを借りて子どもと生活するという道を選んだため、幸いにも夫の追跡はなかったが、恐怖や不安は絶えなかったという。「子どもはその後精神的に不安定になりました。生活が安定するまでには長い時間がかかります。」

その過程で被害者を孤立させないような支援が必要だと思います。」

東京都での一時保護はほとんどが東京都女性相談センターで受け入れるが、その間の通勤や子どもの通学が認められていない。専業主婦ならともかく、既婚の就労女性はパートや派遣など有期雇用が多い。長期の休業を快く認める会社は少ないだろう。避難＝退職＝生活保護受給という典型的なコースは、DV被害者に「女性の貧困」という問題も負わせることになる。

また、一時保護中は携帯電話は施設に預け、外出もほとんどできないなど、外部との連絡は厳しく制限されている。こうした運用の問題は以前から指摘されていたが、「安全」と引き換えに制限を受け入れざるを得ないのが現状である。

●民間支援団体として

近藤恵子さん(NPO法人全国女性シェルターネット)

民間のDV被害者支援のパイオニアである近藤さんは

「DV被害の相談件数はうなぎのぼりですが、一時保護件数は横ばい又は微減です。背景には一時保護制度の使いづらさがあります。」「やっとのことで相談しても、窓口で都道府県や市町村へとたらいまわしにされ、必要な支援にたどり着けず、当事者が安全な場所へ避難できていない。」と行政の問題を語る。また、地域間の支援格差も大きく、行政と民間の間でも支援に差ができてきているという。

さらに、保護命令制度についても「東京地裁は認容率が低く、全国平均を引き下げています」と苦言を呈する。「今必要というときにすぐに保護命令を発令する緊急保護命令を認めてもらいたい」「保護命令の要件を緩和してもらいたい」「(接近禁止等命令が6か月、退去命令が2か月という)保護命令の期間の延長」を改善点としてあげた。

●配偶者暴力相談支援センターとして 納米恵美子さん(横浜市)

男女共同参画センターの指定管理団体である公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会の納米さんは、次のように語った。

横浜市では、区福祉保健センター(福祉事務所)、男女共同参画センター、こども青少年局児童虐待・DV対策担当(統括調整部署)の3者を、横浜市DV相談支援センターとして位置づけ、福祉部門と男女共同参画部門の連携により、3者が一体的にDV相談支援センターとしての機能を果たすことで「相談、安全確保から自立までの切れ目のない支援」を目指している。

しかし、区福祉保健センター(福祉部門)と男女共同参画センター(男女共同参画部門)は、それぞれの組織の成り立ち、目的、業務内容等が異なることから、連携を円滑に進めていく上での違いが明らかになってきた。

その違いを踏まえ、より連携の効果を発揮していくために、両部門の相談員が相互に情報共有や意見交換をできる機会を設けたり、相談票を統一したりなどの工夫を行っている。

●研究者から 戒能民江さん(お茶の水女子大学)

DV防止法研究の第一人者である戒能さんは、次のように語った。

DV防止法の構造的問題は、既存の関連法制度や地域の社会資源を組み合わせて活用する「関連法活用型」の法律であり、DVセンター(配偶者暴力相談支援センター)も既存の施設に「機能」をもたせただけのもので独自のシステムがない点である。また、一時保護も売春防止法の婦人保護事業に依拠していることから、女性差別的な法構造が維持されたままになってしまっている。そのため、「DVセンターの措置権限や責任の所在を明確にすること」が必要であると述べた。さらに「地域間の格差」や「相談員の身分保障」も課題としてあげた。

また、児童福祉や高齢者福祉と並ぶ「女性福祉」の視点から「女性支援法」などの立法が必要であるが、現行法でもできることとして、「行政裁量をコントロールする一定の基準(ガイドライン)の策定が必要」と結んだ。

●私たち弁護士も支援者の一員

弁護士が関わるのはDV被害者支援のごく一部だ。典型的な例をあげれば、DV被害者は、「これはDVだ」と自覚するところからスタートし、子どもを連れて配偶者の元を離れ、生活の本拠を構え、当面の生活のための計画を立て、精神的な傷を癒し、子どもの学校環境を整え、単親世帯として自立していくという長い長い道程がある。被害者がこれらをひとりで乗り越えるのはとても難しく、すべての過程で公的・民間の支援は必須である。

今回のシンポジウムでは、被害者のニーズにあった仕組みづくりのためにDV防止法の更なる法改正を目指すべきこと、課題山積の中で弁護士も他の支援者と連携し、工夫できることが多いということがわかった。

今後当委員会では、女性支援ネットワーク会議として主にDV被害者支援のための行政と民間との連携を図るなど、他の支援者との連携を深めていきたい。